

マテリアル先端リサーチインフラ 令和4年(2022年)度「試行的利用制度」実施要領

【制度実施の狙い】

文部科学省マテリアル先端リサーチインフラ (ARIM) では、我が国のマテリアル革新力の一層の強化を目的に、最先端装置の共用、高度専門技術者による技術支援に加え、装置利用に伴い創出されるマテリアルデータの利活用の促進を目指しています。本制度では、より多くの皆様にこの制度を積極的にご利用いただくために利用料の補助を行います。

【申請の要件】

初めてご利用になる方、若手研究者及び中小企業並びにベンチャーの皆様のご利用について、申請いただきます。

1. 申請条件

(1) 利用者は機関外の方でかつ以下のいずれかの条件を満たすこと

a. 新規利用枠：ARIM (または旧ナノプラ) の利用が初めてであること。

※同じ研究室・グループから既に利用がある場合は、対象と見なさない場合があります。

b. 若手研究者枠：令和4年4月1日において40歳以下の研究・教育機関に所属する研究者が筆頭となる利用課題

c. 中小企業・ベンチャー企業枠：資本金3億以下、または従業員300名以下の企業の利用

(2) ARIM 事業におけるサポート内容のうち、機器利用 (利用者が機器操作)、技術補助 (技術スタッフが補助)、技術代行 (利用者の代わりに技術スタッフが機器操作) のいずれかで、データ提供に同意するもの、とする。

3. 補助金額

- ・申請課題1件につき上限15万円 (税込) とする

4. 申請

- 1) 申請は支援を実施する当該 ARIM ハブまたはスポーク機関が ARIM 運営機構に対して行う。支援機関が試行的利用に値する利用課題と判断したものに限り応募できる。
- 2) 別紙1の ARIM 試行的利用課題申請書(A4判2ページ)を記入して、支援機関が ARIM 運営機構宛 (arim_operation@ml.nims.go.jp) に電子メールで提出すること。申請時期は随時で、最終提出期限は令和4年2月28日とする。ただし、予算が使い切られた場合は、その時点で提出期限以前でも募集を終了する。
- 3) 本事業で支出できる経費は、利用者が支援機関で設備利用を行うための利用料に限る。

5. 審査

申請の採否は、横断技術領域責任者、運営機構業務実施者による審査を経て決定する。

6. 条件・その他

- 1) 同じ目的の研究課題であっても複数の支援機関が関与する申請などは複数件応募可能とする。
- 2) マテリアル先端リサーチインフラ事業の業務従事者が利用者として申請することはできない。
- 3) 採択された課題の支援機関は、利用報告書提出時に、別途、別紙2の実施報告書（A4判1ページ）を提出すること。
- 4) 申請で提供された個人情報は、課題審査を目的としてのみ利用される。ただし、採択された課題については、支援機関名、利用者氏名、所属、支援機関担当者氏名、申請課題名、実施報告書等を利用報告書とともに公開する。